

【外国人との婚姻による氏の変更届】

〈記入例〉

外国人との婚姻による氏の変更届

(戸籍法107条2項の届)

令和 6年 4月 4日 届出

受理 令和 年 月 日	公館印						
第 号							
送付 令和 年 月 日	公館印						
第 号							
書類調査	戸籍記載	記載調査	附	票	住民票	通	知

在オランダ日本国 大使館 総領事 殿

(よみかた) 氏を変更する人の氏名	が い む しょう こ 氏 名 外務 省子		昭和 62年 10月 5日 日生
住所	オランダ王国ハーグ市トビアスアッセルラーン5番地番 号		
本籍	東京都台東区上野桜木町一丁目32番地番 4		
(よみかた) 氏	変更前 外務 省子	変更後 ヤンセン	
配偶者の氏名	ヤンセン	テオマリアヨハネス	
婚姻年月日	令和 5年 12月 25日		
氏を変更した後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 番地番		
その他の	次の人の父母欄の氏を更正してください (※同じ戸籍に同居者(お子様など)がいる場合、以下を参考に記入してください) 同じ戸籍にある 長男 和夫、長女 幸子		
届出人署名押印 (変更前の氏名)	外務 省子 印		

(届出人の連絡先及び電話番号) 070-346 9544 consul@hg.mofa.go.jp)

郵送で届出る場合は投函日を、来館の場合は来館日を記入してください。

変更前の「氏」を記入してください。

婚姻後の新しい本籍、変更前の「氏」を記入してください。

変更前の氏名を戸籍の通り記入してください。

届出書に不備等がある場合、ご連絡を差し上げますので、電話番号及びメールアドレスをご記入ください。

〈必要書類〉

必要通数

2通

本届書

大使館領事窓口にて用紙がありますが、**届出用紙**はダウンロードできます。署名以外は、パソコン等により入力・印刷したもので可能です。

(注意事項)

- 「外国人との婚姻による氏の変更届」の届出は、外国籍の方との婚姻関係成立の日から**6ヶ月以内に限り**提出することができます。婚姻の日から6ヶ月を経過している場合や、複合姓(例: 田中ヤンセン)に変更を希望する場合には、日本の家庭裁判所での手続きが必要となります。
- 鉛筆や消えるペンでは記入しないでください。
- 日付は和暦でご記入ください。
- 署名は変更前の氏名を戸籍通りに楷書でお願いします。
- 「印」部分への押印は不要です。任意の押印は可能です。
- 文字の訂正や削除をする場合には、誤字に横二重線を引いて訂正してください。修正液、修正テープは使用できません。なお、訂正箇所への印鑑・拇印(右手親指)は任意となります。
- 届出書類一式は、日本国外務省を通じて本籍地の市区町村役場に送られます。通常、1ヶ月～1ヶ月半後に、届出された内容が戸籍に記載されます。